

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月22日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 上原 正樹

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立鳥取湖陵高等学校農場環境制御管理室パソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和2年9月1日から令和6年8月31日まで

(4) 納入期限

令和2年8月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、消費税額を含めた契約申込金額を記載すること（消費税不課税、非課税のものを除く）。課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続等に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857-28-0250

電子メール koryou-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年4月22日（水）から同年5月12日（火）までの間にインターネットのホームページ（ウェブサイト（<http://www.torikyo.ed.jp/koryou-h/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 令和2年4月22日（水）から同年5月12日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月26日（火）午前10時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月25日（月）午後5時までとする。

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札は、紙入札により行うものであること。

（2）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和2年5月12日（火）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（4）入札参加者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。